

石川県公報

令和6年3月29日

第13694号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

訓令	公告
○石川県土木部所管用地事務取扱規程の一部改正 (監理課) 1	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) 19
○石川県ゴルフ場農業等安全使用指導要綱の一部改正 (環境政策課) 2	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 21
○保安林の指定 (森林管理課) 2	○基本測量実施公告 (監理課) 22
○保安林の指定の解除予定 (同) 3	○公共測量終了公告 (同) 22
○石川県資源管理方針の一部変更 (水産課) 3	○土地区画整理組合の解散認可公告 (都市計画課) 22
○令和6管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表 について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚) 及びするめいか) (同) 15	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (同) 22
○県道の区域の変更 (道路整備課) 15	選挙管理委員会
○県道の供用の開始 (同) 16	○政治団体の届出の公表 23
○二級河川の指定 (河川課) 16	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 23
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 16	○政治団体の解散の届出の公表 24
○土砂災害警戒区域の指定 (同) 17	○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表 24
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (同) 18	○政治団体の収支報告書(平成30年分)の訂正願の要旨 の公表 24
○大聖寺川下水道協議会の廃止 (都市計画課) 19	○政治団体の収支報告書(令和元年分)の訂正願の要旨 の公表 25
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (同) 19	○政治団体の収支報告書(令和2年分)の訂正願の要旨 の公表 25
○都市計画事業の認可 (公園緑地課) 19	○政治団体の収支報告書(令和3年分)の訂正願の要旨 の公表 26

訓令

石川県訓令第3号

土木部
土木総合事務所
港湾事務所

石川県土木部所管用地事務取扱規程(昭和52年石川県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

第19条の見出しを「(財産管理制度)」に改め、同条第1項を次のように改める。

所長は、土地等の権利者の所在が不明であり、又は土地等の権利者に相続人があるか否かが明らかでないため用地交渉を行うことが困難な場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める処分、命令、選任又は許可の請求又は申立てをすることを求めなければならない。

(1) 当該土地等について利害を有する者 次のいずれかの処分、命令又は選任

- ア 民法(明治29年法律第89号)第25条第1項の処分
イ 民法第264条の2第1項の所有者不明土地管理命令
ウ 民法第264条の8第1項の所有者不明建物管理命令
エ 民法第952条第1項の相続財産の清算人の選任
オ 会社法(平成17年法律第86号)第478条第2項の清算人の選任

(2) 民法第25条第1項の管理人 同法第28条の家庭裁判所の許可

- (3) 民法第264条の2第4項の所有者不明土地管理人 同法第264条の3第2項の裁判所の許可
 (4) 民法第264条の8第4項の所有者不明建物管理人 同条第5項において準用する同法第264条の3第2項の裁判所の許可
 (5) 民法第952条第1項の相続財産の清算人 同法第953条において準用する同法第28条の家庭裁判所の許可
 第19条第2項中「及び管理人となるべき者」を削り、「当該」の次に「請求又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所長は、次に掲げる場合には、監理課長に対し、前項に規定する請求又は申立てに係る手続をとるよう要請しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる者がいないとき。
 (2) 前項第1号に掲げる者から、知事が同号のいずれかの請求又は申立てをするよう要請があつたとき。
 (3) 当該土地等の権利者の全部又は一部を確認することができなかつたとき。
 (4) 当該土地等の権利者と思料される者が法人であつて当該法人が合併以外の事由により解散した法人であつたとき。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

石川県告示第108号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱(平成2年石川県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

農 薬 の 成 分 名		指導指針値 (mg/l)
殺虫剤	チオジカルブ	0.027
	トリクロルホン又はDEP	0.0011
殺菌剤	イプロジオン	1.8
	シプロコナゾール	0.3
	チウラム又はチラム	0.1
	チオファネートメチル	1
	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	1
	ベノミル	0.2
除草剤	イマズスルフロン	2
	シクロスルファミロン	0.035
	トリクロピル	0.06

備考 排水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、指導指針値に1/10を乗じて得た値とする。

石川県告示第109号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林の所在場所
 鹿島郡中能登町西元飯川壱〇五31、35
 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

1 保安林の所在場所

鹿島郡中能登町良川壱号 1 の甲

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 6 年 3 月 29 日

石川県知事 馳 浩

1 解除予定保安林の所在場所

金沢市普正寺町九字 4 の 1（次の図に示す部分に限る。）、4 の 2、5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和 6 年 3 月 29 日

石川県知事 馳 浩

変更した箇所	変 更 後 の 内 容
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管	特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1 - 1 さんま」から「別紙 3 - 33 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域」までに、それぞれ定め

理方針	るものとする。
(別紙2-1 あかがれい日本海系群)	<p>第1 水産資源 あかがれい日本海系群</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第3 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙2-2 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群)	<p>第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第3 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-1 あかあまだい石川県海域)	<p>第1 水産資源 あかあまだい石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-2 あかかます石川県海域)	<p>第1 水産資源 あかかます石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1</p>

	<p>項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3-3 あかむつ日本海系群)</p>	<p>第 1 水産資源 あかむつ日本海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3-4 あら日本海北部のうち石川県海域)</p>	<p>第 1 水産資源 あら日本海北部のうち石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3-5 いばらもえび石川県海域)</p>	<p>第 1 水産資源 いばらもえび石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加し</p>

	<p>ている者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-6 うすめばる日本海北・中部)	<p>第 1 水産資源 うすめばる日本海北・中部</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-7 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群)	<p>第 1 水産資源 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-8 かさご石川県海域)	<p>第 1 水産資源 かさご石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加し</p>

	<p>ている者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3-9 きじはた日本海のうち石川県海域)</p>	<p>第 1 水産資源 きじはた日本海のうち石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3-10 きだい石川県海域)</p>	<p>第 1 水産資源 きだい石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3-11 けんさきいか日本海・東シナ海系群)</p>	<p>第 1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促</p>

	<p>進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-12 こういか 石川県海域)	<p>第 1 水産資源 こういか石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-13 さざえ日 本海のうち石川県海域)	<p>第 1 水産資源 さざえ日本海のうち石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-14 さらがい 類石川県海域)	<p>第 1 水産資源 さがらい類石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p>

	<p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>（別紙 3-15 さわら日本海・東シナ海系群）</p>	<p>第 1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を、令和15年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>（別紙 3-16 しろぎす日本海）</p>	<p>第 1 水産資源 しろぎす日本海</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>（別紙 3-17 すずき石川県海域）</p>	<p>第 1 水産資源 すずき石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項</p>

	該当なし
(別紙 3-18 ちかめきんととき石川県海域)	<p>第 1 水産資源 ちかめきんととき石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-19 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群)	<p>第 1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、令和15年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-20 にぎす日本海系群)	<p>第 1 水産資源 にぎす日本海系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を、令和15年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙 3-21 ばい(あ	第 1 水産資源

<p>ずきがい) 石川県海域)</p>	<p>ばい (あずきがい) 石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3 -22 はつめ日本海のうち石川県海域)</p>	<p>第 1 水産資源 はつめ日本海のうち石川県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3 -23 ぶり)</p>	<p>第 1 水産資源 ぶり</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、令和15年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙 3 -24 べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域))</p>	<p>第 1 水産資源 べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)</p> <p>第 2 資源管理の方向性</p>

	<p>国が行う資源評価における資源量指標値について、提案された目標管理基準値案以上を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-25 ほっこくあかえび日本海系群)	<p>第1 水産資源 ほっこくあかえび日本海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-26 まがれい石川県海域)	<p>第1 水産資源 まがれい石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-27 まだい日本海北・中部)	<p>第1 水産資源 まだい日本海北・中部</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国により</p>

	<p>最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙3-28 まだこ石川県海域)</p>	<p>第1 水産資源 まだこ石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙3-29 まだら本州日本海北部系群)</p>	<p>第1 水産資源 まだら本州日本海北部系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量について、提案された目標管理基準値案以上を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該目標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
<p>(別紙3-30 まなまこ石川県海域)</p>	<p>第1 水産資源 まなまこ石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場</p>

	<p>合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-31 まふぐ日本海のうち石川県海域)	<p>第1 水産資源 まふぐ日本海のうち石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-32 めばる石川県海域)	<p>第1 水産資源 めばる石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし</p>
(別紙3-33 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域)	<p>第1 水産資源 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域</p> <p>第2 資源管理の方向性 石川県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和15年度までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>

石川県漁業調整規則に定められた事項並びに漁業権及び漁業の許可に付された条件等を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし

石川県告示第112号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和6管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
75.8トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	67.8トン
石川県漁船漁業	6.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
41.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	35.9トン
石川県漁船漁業	2.0トン

第3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

石川県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
蚊爪森本停車場線	金沢市北寺町ニ31番1地先から 金沢市北寺町ニ31番1地先まで	旧	50.40～57.00	5.4	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市北寺町ニ31番1地先から 金沢市北寺町ニ31番1地先まで	新	56.60～57.00	5.4	
	金沢市大浦町ハ59番1地先から 金沢市大浦町ハ45番4地先まで	旧	57.70～73.35	56.0	
	金沢市大浦町ハ59番1地先から 金沢市大浦町ハ45番4地先まで	新	61.20～71.20	56.0	

石川県告示第114号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和6年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
蚊爪森本停車場線	金沢市北寺町ニ31番1地先から 金沢市北寺町ニ31番1地先まで	令和6年3月29日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第115号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川を指定する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

大野川水系

名称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
大徳川放水路	左岸 金沢市畝田西3丁目631番地先 大徳川分派点 右岸 金沢市畝田西3丁目642番地先 大徳川分派点	新大徳川合流点

石川県告示第116号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
水無谷	小松市瀬領町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
下屋敷	加賀市熊坂町 加賀市大聖寺地方町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

神明	加賀市熊坂町 加賀市大聖寺神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
----	---------------------	---------	---------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
後世川	白山市八幡町 白山市三宮町 白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
三坂中	白山市三坂町 白山市出合町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
広江上地	輪島市町野町広江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日詰脇2号	鳳珠郡能登町柳田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所（分室）維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
水無谷	小松市瀬領町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
下屋敷	加賀市熊坂町 加賀市大聖寺地方町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神明	加賀市熊坂町 加賀市大聖寺神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
後世川	白山市八幡町 白山市三宮町 白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

三坂中	白山市三坂町 白山市出合町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
-----	------------------	---------	-----	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
広江上地	輪島市町野町広江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日詰脇2号	鳳珠郡能登町柳田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
水無谷	小松市瀬領町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
下屋敷	加賀市熊坂町 加賀市大聖寺地方町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
神明	加賀市熊坂町 加賀市大聖寺神明町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
後世川	白山市八幡町 白山市三宮町 白山市白山町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部
三坂中	白山市三坂町 白山市出合町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
広江上地	輪島市町野町広江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部
日詰脇2号	鳳珠郡能登町柳田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能

登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

石川県告示第119号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、大聖寺川下水道協議会規約(昭和63年石川県告示第583号)を令和6年3月31日限り廃止し、大聖寺川下水道協議会を同日限り廃止する。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第120号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
穴水町	穴水都市計画下水道事業穴水町公共下水道 (穴水処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成6年12月20日から 令和12年3月31日まで
輪島市	輪島都市計画下水道事業輪島市公共下水道 (輪島処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成7年2月28日から 令和13年3月31日まで

石川県告示第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
野々市市	金沢都市計画公園事業 5・5・201号 野々市中央公園	(1) 収用の部分 野々市市堀内一丁目、 堀内二丁目及び下林三丁 目地内 (2) 使用の部分 なし	令和6年3月29日から 令和13年3月31日まで

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

- 1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
木 戸 美 織	県内全域	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地 公立宇出津総合病院
池 野 郁	〃	〃
西 尾 梨 花	〃	〃
平 戸 佑 樹	〃	〃
山 上 綾 子	〃	〃
谷 山 雄 一	〃	〃
北 岡 美 羽	〃	〃
中 井 知 帆 香	〃	〃
木 村 里 紗	〃	〃
加 賀 弥 生	〃	〃
西 田 翔 一	〃	〃
藤 木 航	〃	鳳珠郡能登町字上町8字393番地 医療法人社団持木会 柳田温泉病院
西 田 翔 一	〃	七尾市国分町ラ部2番地1 医療法人社団向陽会 桑原母と子クリニック
浅 井 一 希	〃	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
小 林 芙 弥 香	〃	〃
島 田 圭 織	〃	〃
毛 利 亮 祐	〃	〃
輪 島 大 介	〃	〃
中 尾 真 一 郎	〃	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック
八 尾 亨	〃	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
田 畑 有 希	〃	〃
勝 山 裕 翔	〃	〃
松 江 悠 紀 子	〃	羽咋市松ケ下町松ケ下6-1 松江クリニック
上 野 洋 誉	〃	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院
橋 美 香	〃	〃
澤 田 悠	〃	金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院
梅 博 久	〃	〃
松 原 隆 夫	〃	〃
水 野 徳 美	〃	金沢市寺中町ホ46番地 医療法人社団からはな 水野小児科医院

2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
野 村 学 史	県内全域	羽咋市市場町松崎24番地 公立羽咋病院

松田 尚大	”	金沢市下石引町1番1号 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター
太田 悠哉	”	”
渡邊 雄生	”	”
竹谷 絵里	”	”

3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
姥浦 一太	県内全域	鳳珠郡能登町字出津タ字97番地 公立出津総合病院
平松 茂	”	七尾市津向町ト107番地 社会医療法人財団董仙会 介護老人保健施設和光苑
佐伯 泰彦	”	七尾市千野町に部10番地 医療法人社団生生会 えんやま健康クリニック
長谷部 憲一	”	七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人松原会 七尾松原病院
政田 重成	”	”
織田 典明	”	野々市市二日市3丁目58番地カナディアンビレッジSAWA101号室 おりたクリニック
川野 充弘	”	河北郡内灘町字大学1丁目1番地 金沢医科大学病院
卜部 健	”	能美市大浜町ノ85番地 国民健康保険能美市立病院
安間 圭一	”	”
長岡 匡	”	”
竹田 利弥	”	”
渡邊 博之	”	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦15、39番8 社会医療法人財団董仙会 介護医療院恵寿鳩ヶ丘
渡邊 博之	”	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦15、39番8 社会医療法人財団董仙会 恵寿鳩ヶ丘クリニック
木崎 裕哉	”	七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人松原会 七尾松原病院
吉谷 純哉	”	金沢市赤土町ニ13-6 社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和6年4月1日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	気屋地区	換地計画書の写し	石川県県央農林総合事務所 土地改良部計画課

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (空中写真撮影)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、 羽咋市、かほく市、河北郡津幡町、 河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽 咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、 鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (用地測量)	令和4年10月17日から 令和6年3月8日まで	白山市湊町

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

組合の名称	解散認可年月日
白山市横江町土地区画整理組合	令和6年3月21日

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和6年3月29日

石川県知事 馳 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
平成元年建設省告示第172号 加賀都市計画下水道事業 加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区)	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 (石川県土木部都市計画課)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
白山市民のための会	瓦 陽 文	村 中 大 介	白山市宮永市町591番地12	令和6年2月19日

石川県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党金沢支部	安 居 知 世	代 表 者	安 居 知 世	米 澤 賢 治	令和5年5月27日
		会 計 責 任 者	久 保 洋 子	前 誠 一	令和5年5月27日
自由民主党石川県河北郡第二支部	焼 田 宏 明	会 計 責 任 者	吉 田 多 美 男	大 浦 秀 次	令和6年1月1日
自由民主党津幡町支部	焼 田 宏 明	会 計 責 任 者	東 克 彦	大 浦 秀 次	令和6年1月1日
自由民主党石川県金沢市第二十三支部	久 保 洋 子	会 計 責 任 者	中 山 義 雄	大 川 邦 子	令和6年2月20日
日本共産党能登地区委員会	鈴 木 宏 太	会 計 責 任 者	磯 貝 和 典	白 田 秋 也	令和6年2月21日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
森林環境整備懇話会	里 谷 光 弘	代 表 者	里 谷 光 弘	林 登 良 夫	令和5年5月12日
清 風 会	向 井 捍	会 計 責 任 者	作 野 嘉 昭	浮 田 俊 彦	令和5年12月25日
丸井一範後援会	丸 井 一 範	主たる事務所の所在地	かほく市浜北ニ3-9	かほく市浜北ニ35-12	令和5年12月28日
水土里の会	山 崎 軍 治	会 計 責 任 者	吉 田 多 美 男	大 浦 秀 次	令和6年1月1日
やけど宏明後援会	山 崎 正	会 計 責 任 者	吉 田 多 美 男	大 浦 秀 次	令和6年1月1日
平 和 党	中 川 武 夫	会 計 責 任 者	中 川 武 夫	中 川 あ い	令和6年1月20日
日本弁護士政治連盟石川県支部	西 村 依 子	代 表 者	西 村 依 子	山 崎 正 美	令和6年2月9日

石川県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県鹿島郡第二支部	山田省悟	令和6年1月31日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
宮崎まさと後援会	宮崎雅人	令和5年5月5日
甲部昭夫後援会	永谷富美雄	令和5年12月31日
大中まさし後援会	大中正司	令和5年12月31日
竹田敏彦後援会	竹田敏彦	令和6年2月2日

石川県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大中正司	大中まさし後援会	令和5年12月31日
竹田敏彦	竹田敏彦後援会	令和6年2月2日

石川県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成30年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第一支部
- 2 訂正した収支報告書 令和元年5月20日報告分
- 3 訂正事項

訂正事項	訂正前	訂正後
1 収入総額	114,068,148円	115,308,148円
本年收入額	62,547,032円	63,787,032円
3 翌年への繰越額	49,201,619円	50,441,619円
4 本年收入の内訳 中		
寄附	30,620,000円	31,860,000円
政治団体分	1,780,000円	3,020,000円
6 寄附の内訳 中		
[政治団体分]		
清和政策研究会	1,500,000円	2,740,000円

4 訂正願受理年月日 令和6年2月1日

石川県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（令和元年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第一支部
- 2 訂正した収支報告書 令和2年5月26日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	142,431,674円	145,111,674円
前年繰越額	49,201,619円	50,441,619円
本年收入額	93,230,055円	94,670,055円
3 翌年への繰越額	25,893,489円	28,573,489円
4 本年收入の内訳 中		
寄附	38,342,890円	39,782,890円
政治団体分	4,413,000円	5,853,000円
6 寄附の内訳 中		
[政治団体分]		
清和政策研究会	1,000,000円	2,440,000円

4 訂正願受理年月日 令和6年2月1日

石川県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（令和2年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第一支部
- 2 訂正した収支報告書 令和3年5月27日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	78,024,125円	82,444,125円
前年繰越額	25,893,489円	28,573,489円
本年收入額	52,130,636円	53,870,636円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	27,198,000円	28,938,000円
政治団体分	1,280,000円	3,020,000円
5 寄附の内訳 中		
[政治団体分]		
清和政策研究会	1,000,000円	2,740,000円

4 訂正願受理年月日 令和6年2月1日

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県第一選挙区支部
- 2 訂正した収支報告書 令和3年3月12日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	61,402,248円	64,902,248円
前年繰越額	2,613,817円	3,393,817円
本年收入額	58,788,431円	61,508,431円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	27,838,460円	30,558,460円
政治団体分	240,000円	2,960,000円
5 寄附の内訳 中		
[政治団体分] 中	(記載なし)	清和政策研究会 2,720,000円 東京都千代田区

4 訂正願受理年月日 令和6年2月7日

1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第二支部

2 訂正した収支報告書 令和3年3月26日報告分

3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	53,536,366円	56,466,366円
前年繰越額	8,086,713円	8,136,713円
本年收入額	45,449,653円	48,329,653円
2 支出総額	39,679,839円	40,429,839円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	31,465,000円	34,345,000円
政治団体分	1,600,000円	4,480,000円
4 支出の内訳 中		
政治活動費	5,032,452円	5,782,452円
組織活動費	2,345,115円	2,835,115円
調査研究費	92,180円	352,180円
5 寄附の内訳 中		
[政治団体分]		
清和政策研究会	1,000,000円	3,880,000円

4 訂正願受理年月日 令和6年2月19日

石川県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（令和3年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

石川県選挙管理委員会

1 政治団体の名称 自由民主党石川県ちんたい支部

2 訂正した収支報告書 令和4年2月7日報告分

3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	3,627,879円	3,627,883円
本年收入額	1,432,316円	1,432,320円
3 本年收入の内訳 中		
その他の収入	16円	20円

一件十万円未満のもの	16円	20円
------------	-----	-----

4 訂正願受理年月日 令和6年1月18日

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第一支部
- 2 訂正した収支報告書 令和4年3月9日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	103,698,232円	110,028,232円
前年繰越額	39,289,179円	43,709,179円
本年收入額	64,409,053円	66,319,053円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	34,362,000円	36,272,000円
政治団体分	1,280,000円	3,190,000円
5 寄附の内訳 中		
[政治団体分]		
清和政策研究会	1,000,000円	2,910,000円

4 訂正願受理年月日 令和6年2月1日

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県衆議院支部
- 2 訂正した収支報告書 令和4年7月5日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	66,118,764円	72,828,764円
前年繰越額	16,679,994円	20,179,994円
本年收入額	49,438,770円	52,648,770円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	29,948,460円	33,158,460円
政治団体分	120,000円	3,330,000円
5 寄附の内訳 中		
[政治団体分] 中	(記載なし)	清和政策研究会 3,210,000円 東京都千代田区

4 訂正願受理年月日 令和6年2月7日

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県参議院選挙区第二支部
- 2 訂正した収支報告書 令和4年3月31日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	61,105,117円	65,565,117円
前年繰越額	13,856,527円	16,036,527円
本年收入額	47,248,590円	49,528,590円
2 支出総額	41,395,637円	41,855,637円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	31,105,000円	33,385,000円
政治団体分	1,100,000円	3,380,000円

4 支出の内訳 中			
政治活動費		5,825,610円	6,285,610円
組織活動費		1,406,967円	1,866,967円
5 寄附の内訳 中			
[政治団体分]			
清和政策研究会		1,000,000円	3,280,000円

4 訂正願受理年月日 令和6年2月19日

1 政治団体の名称 石川県鍼灸マッサージ師政治連盟

2 訂正した収支報告書 令和4年3月23日報告分

3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	697,348円	497,348円
本年收入額	309,001円	109,001円
3 本年收入の内訳 中		
寄附	309,001円	109,001円
個人分	309,001円	109,001円
5 寄附の内訳 中		
[個人分]		
年間五万円以下のもの	309,001円	109,001円

4 訂正願受理年月日 令和6年3月7日